日本顎口腔機能学会 学術大会優秀賞に関する申し合わせ

平成26年4月19日制定

- 1. 日本顎口腔機能学会学術大会優秀賞(以下「大会優秀賞」という)の内容は以下に定めるとおりとする。
 - (1) 名 称

当該学術大会の回数名を明記し、「日本顎口腔機能学会第○○回学術大会優秀賞」とする。

(2) 対象

口演者

(3) 賞 状

A4サイズ相当

(4) 副 賞

会長名のクーポン券(次年度の会費1年分としてのみ使用可能)

- (5) 受賞本数
 - 1回の学術大会に付き、4件程度とする。
- 2. 大会優秀賞の選考は以下に定めるとおりとする。
 - (1) 選考委員会が大会優秀賞の選考を管理する。
 - (2) 選考委員長は受賞候補者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 3. 本申し合わせの改廃は、学術委員会の発議により、会則委員会との協議のうえ、理事会の承認を 得なければならない。
- 4. この申し合わせは、平成26年4月19日から施行する。